

日程第 11. 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基づく所要の改正並びに旅費日当の額について、近隣始祖の状況を鑑み、当該額の見直し等を行うため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。14 号につきましてもお手元に配布した概要説明と主に新旧対照表を使って説明します。条項は前後しますが、教育長は同条例によって日当は定められておりますので、教育長は宿泊が伴う場合 1,500 円を 3,000 円に、その他の一般職員が 1,100 円を 2,400 円に改めるという先ほどの 12 号の改正と同様理由での提案です。もう 1 点、その他地方公務員法の改正による条ずれへの対応、それから国家公務員等の旅費に関する法律の規定に準じて文言の修正や現行の旅費支給方法に合わせて改正ということでもあります。

新旧対照表をご覧ください。これも先ほどの条例改正と同じように、地方公務員法の改正がございましたので条ずれ等、文言の修正もあります。それから、第 2 条第 3 項、赴任の定義を変えております。新たに採用された職員のうち本町の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員になったもの、その他町長が特に旅費の支給を必要と認めるものというように定義を明確にしております。それから、当然、赴任があれば帰任もあるのですが、現行の条例にはそれがございません。新旧対照表の次のページです。その赴任に扶養親族が付いていたらその扶養親族をその定義のなかへ追加でございます。赴任というのがどういうことかと言いますと、本町の要請によりという定義ですね。例を言いますと、国家公務員とうちの職員の人事交流のような交換です。協定で何々省から本町に来て本町の職員をどこにか行かせる。交換でないケースもあります。要請によりある省庁から本町に来るとか、そのときに東京に在住なさっている方を本町に呼ぶわけですからそのときの赴任手当は出しましょうという改正です。それには扶養親族も然り、当然赴任された場合には帰任もあるのですが、そういった条項が抜けておりました。そうい

ったことの明記です。そしてその第 2 項です。ただし、在勤地という場合には在勤公署から 8 キロメートル以内の地域を言うというのは、例えば総合事務局にいらっしやって、在勤地が南風原町役場として、8 キロ以内に住んでいた方に 5 キロ以内に来ますというときには出しませんという条項です。10 数キロ離れていた人が 8 キロ以内に来るときには赴任手当を出しましょうということです。近い人がより近くになるという場合には出しませんという明記です。それから 3 条は、出張又は赴任という文言の追加で、その 2 項 3 号は、これも追加ですが本当はもともとあるべきでしたね。出張とか赴任で仮に亡くなった場合、そのときも出しますよということです。それには遺族の関連もございます。続きまして第 4 条第 4 項は、これまで実際、出張命令簿など付けていたのですが明記されておりましたのでその整備です。次のページの 6 条も文言の追加、修正です。旅費の請求 13 条についても手続きの話ですが、これも文言の修正です。4 項、5 項も会計管理者と支払の旅費に関する、現在もやっているのですが明記をしたということでございます。15 条、特急列車運行の 300 キロ、これも以前から本来、他市町村、他県では 100 キロ、50 キロだったのですが、うちは 300 キロと 100 キロというふうに定義されていたということの修正であります。次のページも同様です。そして、16 条、船賃の場合なのですが、一般職の部分に町長、副町長がありましたのでこれの修正です。次の 19 条で、宿泊を要しない場合の日当は、我々支給されておりましたが、これが本島内に属する区域内の宿泊を要しない場合は 2 分の 1 とあります。これはどういうことかと言いますと、本島に属する区域内の宿泊を要しない旅行とは、南城市の久高島とか、うるま市の津堅島とか、そういったときは 2 分の 1 あげますよとしていたものを、県内の宿泊を伴わないものは日当がございませんのでそれを現況に合わせたという条項の削除です。これは 2 項で明記しています。宿泊料も別表の定額を明記していなかったのが明記したということでもあります。それで 23 条の退職者の旅費は、先ほどの赴任の関連ですね。赴任中に退職になった場合の旅費の明記です。24 条も赴任中の扶養親族などとしておりますので、その遺族に関する旅費の明記等々でございます。あとは条ずれの対応です。25 条も外国の旅費につきましては国家公務員に準じておりますが、国家公務員には支度金など出しているのですけれども、本町はそれのケースバイケースと言いますかほぼ出しておりませんのでそれを旅行命令者の町長と協議して定めると明記しております。26 条も文言の修正、整理です。それから、28 条。現在は派遣の条例がまだございませんが、仮に民間企業に行った場合、その契約でそちらに送る場合には皆さんが旅費を払ってくださいといった場合に、こちらの旅費と本町の旅費で差額があって不足があればこれは補てんしますという条項です。例えば A という会社に行って差額があった場合は、補てんしますというような明記です。いろいろございましたが、ほぼ今まで修正すべきをしていなかったとか、支給されていないのが 2 分の 1 支給されるように書かれていたとか、そういうものをすべて整えたということでご理解いただければと思います。そして新旧最後のページに、冒頭で申し上げた教育と一般職の宿泊を伴う場合の日当額の改正となっております。以上が議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例

の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 先ほどの 13 号でも出ましたし今も出ていて、次の 14 号にも出てきますけれども、日当について 1,500 円を 3,000 円に戻す、1,100 円を 2,400 円に戻すということです。先ほどの議案では、隣町村の状況だとか物価情勢みたいなことをおっしゃったと思うのですが、そもそもその 3,000 円から 1,500 円へまたも一方もそれぞれ引き下げたのは行革の一環としてとの説明でした。今回それを元に戻すというわけですから、行革で引き下げた時の状況から何がどう変わったのかが説明される必要があるのではないかと思います。これは次の議案も一緒ですけれどもね。隣町村の状況は取り寄せるのですから委員会で見せてもらえればいいのですが、物価がどうのというのもこれも委員会で説明してもらいたいと思いますが、行革の場合と何がどう変わったのかをご説明いただきたいことと、それから、この 3 つの条例、次のものも含めて増額になるわけだから、年間予算でどの程度の影響額があるのかを出していただきたい。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 平成 17 年当時、小泉内閣で三位一体改革というのがございました。それで議員の皆さんは定数 22 人から 16 人へという、本当に厳しい改革でございました。ということで、定数削減でしたので議員の皆さんの費用弁償等はそのまま据え置いたと、われわれ本町職員については特殊勤務手当、この議題になっている日当、そういったものを 2 分の 1 とか、他の例えば区長の委託料等も削減しておりました。団体の補助金にも削減があったかと思えます。その他、保育所への単費の支援関係についてもあったと記憶しております。ということで、あの時は交付税がかなり算定基準等も変えられて減となってということがございまして、平成 17 年 4 月 1 日でそういった改正でありました。これがどうなったからかということでございますが、一定の効果は得られたということで、これは全国的なものも含めてですが、行革をやっていないということではあるのですが当時の集中行革プランに基づいたものは一旦終了しているということです。それから、やはり実際に県外へ研修等で派遣した場合に、日当で 1,100 円というのは現状として厳しい、それから繰り返しになるのですが隣町村の日当の実情に合わせたと言いますか均衡を勘案してという表現になると思いますが、それら諸々勘案しての今回の提案になっております。隣町村の資料、その他の資料については委員会でお示しさせていただきます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 日当は、一般職員であれば 1,100 円プラス 1,300 円ですので、それぞれ総務部総務課が研修でもっているのは、何人というよりは 80 泊ということで考えております。ということは、10 万数千円ですね。その他、委員が宿泊を伴う場合等勘案して、旅費の積算が何拍、飛行機賃いくら、その他の車賃いくらということであつたり、一括で関東地方というような明記がなくて、車賃等、飛行機等が求められない場合がありますので、1 人 10 万円等で組んでいる場合がありますので、これは泊数が数えられないのです。ですから、今言った 80 泊するのであればこれを 1,300 円掛ければいいわけですから 10 万数千円です。他の諸々合わせて、増額部分が 30 万円から 40 万円ぐらいだと試算しています。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。